

北海道告示第10781号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年5月8日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 省エネルギー設備導入支援事業 「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 道内に事務所又は事業所を有する法人 (2) (1)と共同で事業を実施するリース事業者 (3) 複数の(1)に掲げる者による共同体(共同体には(2)のリース事業者を含めることも可。)</p>	<p>産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギーの導入に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 工事請負費 (9) 原材料費 (10) 備品購入費 (11) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課</p>		